平成２３年３月２５日
観　　光　　庁

宿泊施設における県域を越えた被災者の受入体制について

県域を越えて、旅館・ホテル等の客室を借り上げ、一時的な避難所として、被災者に無料で提供することとする。

【受入条件】
① 受入施設は、旅館・ホテル等の有料施設とする。
② 借上条件は、客室定員による利用、１泊３食付き５千円／人。
③ 継続的に居住できる施設が確保できるまでの当分の間とする。
④ 受入施設は、災害救助法に基づく避難所として、受入県（受入市町村）が被災県からの要請を受けて借り上げ、避難者（災害救助法適用市町村からの避難者のみ）に供与する。
⑤ なお、宿泊費・交通費に係る負担については、災害救助法を適用し、被災県が負担（受入県が被災県に求償）した上で、国が被災県に対し、必要な財政措置を講ずる。受入県における財政負担も生じない。

【調整体制】
全旅連(全国旅館組合連合会) ← 都道府県旅館組合 ← 旅館・ホテル：受入可能数
↓
観光庁 ： 自治体に受入先リストを提示してマッチング。
マッチングに基づき、貸切バス等の移動手段を手配
（貸切バス等は被災県が借り上げ）。
具体的な契約・支払い等の諸手続きは事後補完。
↑
被災県（災害救助法適用）← 被災市町村（災害救助法適用）：避難者数、避難先等の希望
↓避難受入要請 ※旅館等に避難する被災者の優先順位を被災自治体が決める必要がある。
受入県（受入市町村）
↓避難所として借上げ
受入施設

※東北運輸局が、観光庁・自治体間の連絡調整を担当。

【実施時期】
全旅連からのリストの提示、バスの調達準備、関係県への説明等を行ったうえで実施に移す予定。